



STOP！ 農地の違反転用

農地を転用するときは許可が必要です。

皆さんの生活を支える食料を安定的に供給するために、農地は欠かせない社会基盤の一つです。農地法では、日本を下支えする農業を守るために、農地の開発などを規制しています。

農業委員会事務局 ☎(45)6246



?

農地転用とは

農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置き場、駐車場など、農地以外の用地に転換することです。農地を一時的に資材置き場などに利用する場合も転用になります。



農地転用には事前に許可が必要



農地転用をする場合には、農地法の許可が必要です。

※市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会事務局に届け出を行えば許可を要しません。

違反転用には罰則があります

許可なく転用した場合や、事業計画通りに転用していない場合などは、農地法に違反することになり、農地の所有者を含めた違反転用者には次のような厳しい措置が講じられる場合があります。

- **工事中止や原状回復などの命令**
- **罰則の適用(右表参照)**

①違反転用

3年以下の懲役
または

②違反転用における
原状回復命令違反

300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

農地転用をする際は、農業委員会に

- 農地に関する相談・転用についての手続きや疑問については、**農業委員会事務局(☎(45)6246)**にご相談ください。
- 農地転用に関する詳細は、市ホームページをご覧ください。

詳細はこちら



関連情報 農地改良について

農地を耕作する目的で埋め立てや盛り土をする場合、農業委員会へ届け出が必要です。

なお、盛り土または掘削の深さが1mを超える場合、「大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例」に基づき、別に許可が必要です。詳細は、環境課(☎(45)6223)までお問い合わせください。